

ブラジルサンパウロ州における三重の伝統文化理解促進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

三重県では、昭和48年（1973年）にブラジルサンパウロ州と姉妹提携を締結し、令和5年（2023年）に50周年を迎えた。両県州の交流については、ブラジル三重県人会が懸け橋として重要な役割を果たすとともに、現地で三重県の魅力を発信していただくサポーターに「みえ友パウリスタ」を委嘱している。併せて、三重県庁には、JETプログラムを通じたブラジル人の国際交流員（ポルトガル語）を継続的に配置しているところである。

本事業においては、こうしたこれまで築いてきた人的なつながりを活かし、連携して、サンパウロ州内で、三重県の魅力を効果的に発信することで、三重県への関心・理解を促進させるとともに、現地での三重県ファンを増加させ、もって、両県州の友好交流の一層の促進に資することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務の内容

（1）伝統文化理解促進イベントの実施

ブラジルサンパウロ州内において、三重の伝統文化に対する理解を促進するためのイベントを3回以上開催すること。各イベントの内容については以下の条件を満たすものとする。

ア イベント共通事項

（ア）連携対象者について

- ・「みえ友パウリスタ※」、三重県でのJETプログラム経験者など、三重とゆかりのある方々と連携して事業を実施すること。連携の対象者は、三重県より5名程度を指定する。

※みえ友パウリスタ

三重県とサンパウロ州との間の姉妹提携の趣旨を踏まえ、県等とサンパウロ州等との交流事業の参加者を「みえ友パウリスタ」として委嘱し、両県州相互の紹介・PRを行うことで、三重県とサンパウロ州の交流の架け橋として国際交流の推進に役立てることを目的とする。

- ・JETプログラム経験者については、メディアインタビュー、イベントにおける三重県のプレゼンを想定しており、業務に応じた謝金、交通費を支払うこと。謝金は、日本円換算12,000円（1時間あたり）を目安とし、2時間程度の業務を想定とする。交通費はサンパウロ市内在住を想定。
- ・「みえ友パウリスタ」については、各種イベントへのスタッフとしての業務を想定しており、内容に応じ、謝金、および交通費の支払いを行うこと。謝金は、日本円換算11,200円（日額）を目安とする。交通費はサンパウロ市内在住者を想定。

- (イ) イベントへの参加者数、参加料について
 - ・3回のイベントで合計延べ450人以上の参加者を確保すること。
 - ・イベント参加料は無料とすること。
- (ウ) イベントの準備、当日の運営について
 - ・イベント実施にかかる司会・進行、会場手配・設営、機材手配・設置、会場装飾、資料作成、消耗品等の一切を手配し、手配にかかる料金を支払うこと。これは、委託料に含まれる。
 - ・イベント開始から終了まで、すべての運営を取り仕切ること。
- (エ) 事業の成果把握
 - ・イベント参加者数の適正な把握に努めること。
 - ・イベント参加者に対して、アンケート調査を実施し、結果を分析し、指定の期日までに県に報告すること。
 - ・アンケートの内容は、「三重県の歴史・文化への理解促進の程度を確認する」ための内容とし、県に確認の上、実施すること。
- (オ) 広報について
 - ・現地で日系社会に影響力のある新聞等を活用して広く訴求させること。
 - ・使用する媒体について、発行部数やPV数を含めて提案すること。
- (カ) 県提供の資材、食品の受取先の設置について
 - ・各イベントにおいて、県が提供する資材、食品、ノベルティなどの、受取先をサンパウロ州現地に設置し、県に住所、電話番号などの送付に必要な事項を報告すること。
- (キ) 保険加入（下記、イ、ウのみ）

事業の実施にあたり、安全性に十分配慮するとともに、不測の事態に備えてイベント保険に加入すること。補償内容は、死亡保険金額900万円、後遺障害400万円、通院保険金日額40万円以上を目安とする。

イ 忍者をテーマとしたイベントの実施

- (ア) 内容

忍者衣装体験、忍者手裏剣体験など、三重県の歴史・文化である忍者をテーマとしたイベントを企画し、実施すること。
- (イ) 場所
 - ・サンパウロ州内の任意の施設とする。ただし、日本文化に関心のある若者への発果が高い場所を選定し、レイアウトを含めて提案すること。
- (ウ) 日時
 - ・契約締結の日から令和7年1月31日（金）までの期間のうち任意の2日間とする。ただし、日本文化に関心のある若者への発信効果が高い日時を提案し、実施すること。
 - ・2日間連続での実施を想定。
- (エ) 対象

参加者2日間合計延べ200名を想定。

(オ) 広報

- ・日系社会など現地の訴求対象に対して発信力のある新聞の紙媒体及びWEB版に、以下のとおりイベントの告知及び当日の様子を掲載すること。

<イベントの告知>

紙媒体 (日語・ポルトガル語) 各1回以上 (紙面ページ3段以上)

WEB版 (日語・ポルトガル語) 各1回以上

<イベント当日の様子の掲載>

紙媒体 (日語・ポルトガル語) 各1回以上 (紙面ページ4分の1以上)

WEB版 (日語・ポルトガル語) 各1回以上

(カ) 忍者関連物品について

県が現地へ送付する物品として、以下を予定している。(購入および送料は県負担)

※内容、数量などは予定であり、変更となる可能性がある。

- ・忍者衣装 (大人用) × 4着
- ・忍者衣装 (子供用) × 4着
- ・ゴム手裏剣×32枚

ウ 三重の食をテーマとするイベントの実施

(ア) 内容

ブラジル三重県人会が主催する「うどん祭り」に合わせて、三重の伝統食である「伊勢うどん」をPRするとともに、お伊勢まいりなど三重県の歴史文化を紹介するためのイベントを企画し、実施すること。

(イ) 場所

県が指定する施設 (三重県人会館 Av. Lins de Vasconcelos, 3352, Vila Mariana, CEP04112-002 São Paulo を想定)

ただし、当イベントの開催は1階フロアを想定。

(ウ) 日時

県が指定する日時 (令和6年10月を想定とするが、県人会と調整し決定する)

(エ) 対象

参加者200名程度を想定。

(オ) 三重県が提供する食材を活用したPR

- ・三重県より「伊勢うどん」を必要数提供予定。(購入および現地への送付は県負担)
- ・試食提供のための、箸、容器などを手配すること。
- ※調理や料理の配膳は、三重県人会が担うこととする。

(カ) 広報

- ・日系社会など現地の訴求対象に対して発信力のある新聞の紙媒体およびWEB版に、以下のとおりイベントの告知及び当日の様子を掲載すること。

<イベントの告知>

紙媒体 (日語・ポルトガル語) 各1回以上 (紙面ページ3段以上)

WEB版 (日語・ポルトガル語) 各1回以上

<イベント当日の様子の掲載>

紙媒体（日本語・ポルトガル語）各1回以上（紙面ページ8分の1以上）
WEB版（日本語・ポルトガル語）各1回以上

・JETプログラム経験者等へのインタビュー

上記の記事の執筆にあたっては、三重ゆかりの方へ伊勢うどんの試食を提供し、三重でのエピソードについてのインタビューを実施し、その内容も踏まえた記事とすること。

エ サンパウロ州内学校における三重県の歴史文化理解のための交流会の実施

(ア) 内容

サンパウロ州内の学校において、学生を対象に三重県の歴史・文化などを紹介する交流会を企画し、学校側と調整のうえ、実施すること。

(イ) 場所

県が指定するサンパウロ州内学校（大志万学園 Rua Ferdinando Galiani, 80 Vila Mariana São Paulo を想定）

(ウ) 日時

県が指定する日時（令和6年10月から12月初旬までを想定）

(エ) 対象

参加者として、学生50名程度を想定

(オ) 広報

- ・日系社会など現地の訴求対象に対して発信力のある新聞およびWEB媒体に、以下のとおりイベント当日の様子を掲載すること。
紙媒体（日本語・ポルトガル語）各1回以上（紙面ページ8分の1以上）
WEB版（日本語・ポルトガル語）各1回以上

(2) SNSを活用した三重の魅力配信

上記(1)にて実施する各種イベントについて、SNSを通じて告知及び当日の様子を配信し、三重の歴史・文化などの魅力をPRすること。

ア イベントの告知、当日の様子の配信

- ・三重県人会の既存アカウント（Instagram、Tiktok、YouTube）を活用すること。
- ・イベント告知のためのコンテンツを作成し、イベント開始二週間前から当日の間で集客に効果的な発信を行うこと。（告知は、(1)イ 忍者イベント、(1)ウ お伊勢参りをテーマとするイベントのみ実施）。
- ・イベント当日の様子を撮影し、撮影した動画等を編集し、各媒体に応じた魅力的なコンテンツを作成し、Instagram、Tiktok、YouTubeへの掲載を通じて、広く周知すること。ターゲティング広告配信を各イベント最低1回（10000インプレッション）を実施すること。ターゲティング広告をかける媒体は、任意とするが、効果的な媒体を提案すること。
- ・言語はポルトガル語とする。内容理解や効果的な発信に必要な場合は、日本語の説明等を加えること。
- ・投稿欄や概要欄に、今回の事業目的にかなう効果的な説明や目次を加えること

もに、ハッシュタグ（#mie amigos）をつけて投稿し、本事業にかかる投稿を検索できるようにすること。

- ・活用するSNS、掲載コンテンツ等の条件は以下のとおりとする。

媒体	形式	コンテンツ数	媒体接触者数・動画など視聴回数
Instagram	動画	告知2コンテンツ イベント3コンテンツ	1,200人以上
TikTok	動画	告知2コンテンツ イベント3コンテンツ	1,500回以上
YouTube	動画 (5分程度)	イベント3コンテンツ	300回目安

- ・合計3000リーチ（媒体接触者数、動画視聴者数）を達成すること。
- ・現地サイトやSNS等との連動など、別途効果的な手法がある場合は提案すること。
- ・名称の誤り、事実誤認、不適切な表現等がないかネガティブチェックを行うこと。
- ・配信内容は事前に県に確認を行うこと。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・作成したアカウントは掲載コンテンツの著作権も含めて、事業終了後に三重県へ譲渡すること。その際、二次利用や編集も含めて継続的に利用できるようにすること。

イ 事業の成果把握

本事業によって、三重県の認知度が向上したかどうかを把握するため、以下の例に挙げる数値等を分析の上、結果を報告すること。

報告数値（例）

SNS：投稿回数、媒体接触者数（リーチ数）、動画視聴回数
インタラクションまたはエンゲージメント

4 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係機関との調整を行うとともに、実施内容を委託者と十分に協議し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を、随時、確認・報告すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって、責任者、主担当者の役割を明確にし、実施体制表を委託者に提出すること。また、本事業が円滑に実施できるよう、使用する会場、講師等との連絡調整を密にすること。
- (3) 契約事務の一部を再委託する場合は、委託者の承諾を得ること。

(4) 本事業の委託料の支払いに関し、前金払い、部分払いは行わない。事業実施後、一括して精算払いとする。

(5) 納品物

①委託業務計画書

A 4版の委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した計画書のデータファイルを、契約後、速やかに提出すること。

②委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」

A 4版・両面印刷で作成した報告書のデータファイルを、委託業務完了後、令和7年2月28日（金）までに提出すること。

③その他 写真等、実施内容説明に必要と思われる資料

(6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

②委託者は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(8) その他

①見積書は、日本円に換算の上、提出すること。ブラジル現地で発生する費用については、非課税として計上すること。

②成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。

③本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

④その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

⑤上記エに基づき開催形式を変更する場合、運営や変更決定時点までに要した費用やキャンセル料については、委託者が負担するものとする。

- ⑥業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ⑦業務実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- ⑧委託業務を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、受託者に属する者の損害並びに第三者に与えた損害に対しては、委託者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。ただし、受託者が委託者の指示に従った結果、損害が発生した場合（受託者が、委託者の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。